

※記入例については、あくまで弊社の理解によるものです。詳細については最寄りの税務署又は税理士にご確認ください。

# 令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 ① 東京都中央区新富●丁目▲番地××号	(受給者番号)																
		(役職名)																
		氏名 (フリガナ) ●●● タロウ ② ●●● 太郎																
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額														
③ 給料・賞与	⑤ 6000000	⑪ 4360000	⑫ 1597700	⑥ 182400														
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数							
		特定	老人	その他	特親	特別	その他		人	人		人						
⑩ 有	従有	千円	人	人	人	人	人	人	人	人	人							
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額										
		⑦ 842700		⑬ 75000														
(摘要)																		
⑧																		
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	240,000	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	60,000	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円						
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	円	居住開始年月日(1回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	円	住宅借入金等年末残高(1回目)	円								
	住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	円	住宅借入金等年末残高(2回目)	円								
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) ⑨ ハナコ	区分	配偶者の合計所得		円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円									
	氏名 花子					基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円									
控除対象扶養親族等	1 (フリガナ) 氏名 区分	16歳未満の扶養親族		1 (フリガナ) 氏名 区分														
	2 (フリガナ) 氏名 区分			2 (フリガナ) 氏名 区分														
	3 (フリガナ) 氏名 区分			3 (フリガナ) 氏名 区分														
	4 (フリガナ) 氏名 区分			4 (フリガナ) 氏名 区分														
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者 特 別	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日					
										就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
支払者	住所(居所)又は所在地	④ 東京都中央区新富9丁目9番9号																
	氏名又は名称	●●株式会社 (電話) 03-0000-0000																

(受給者交付用)

# 損益計算書

JFX株式会社

関東財務局長（金商）第238号

〒 104-0041

東京都中央区  
新富1-12-7

商品 : MATRIX TRADER

お客様番号 : 0000007

お客様名称 : ●●●太郎 様

営業所名 : 本店

担当部署 : 業務部

電話番号 : 03-5541-6401

メールアドレス : info@jfx.co.jp

右記取引期間内のお取引内容をご報告申し上げます。  
記載内容をご確認のうえ、万一、内容に相違または疑義が認められる場合には、右記の弊社担当部署まで速やかにご連絡ください。

■取引の種類：店頭外国為替証拠金取引 ■証拠金を預託すべき相手方：当社

取引日： 2025/01/02～2025/12/31

通貨ペア	売買損益	スワップ損益	手数料	通貨別期間損益
USD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
EUR/JPY	150,000	20,000	0	170,000
GBP/JPY	150,000	20,000	0	170,000
AUD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
NZD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
CAD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
EUR/USD	150,000	20,000	0	170,000
GBP/USD	150,000	20,000	0	170,000
EUR/GBP	150,000	20,000	0	170,000
AUD/USD	150,000	20,000	0	170,000
NZD/USD	150,000	0	0	150,000
USD/CAD	150,000	0	0	150,000
調整金：	0	0	0	0
合計：	あ 1,800,000	い 200,000	0	う 2,000,000

キャンペーン	0
--------	---

# 記入例③ 源泉徴収票から転記

税務署長 令和 〇 年 月 日 **令和 07 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書** FA2205

納税地 000-0000 個人番号 000000000000000000 生年月日  
 現在の住所又は居所事業所等 ① 東京都中央区新富●丁目▲番地 ××号  
 フリガタ ●●● タロウ  
 氏名 ② ●●● 太郎  
 職業 雇号・雑号 世帯主の氏名 世帯主との続柄  
 振替送金希望 種類 青色  国出 損失 修正 特展の表示 特展 整理番号  
 令和 〇 年 〇 月 〇 日 電話番号 自宅・勤務先・携帯

収入金額等	事業	営業等	区分	⑦	
	事業	農業	区分	①	
	不動産	区分	②		
	配当	区分	③		
	給与	区分	④	⑤ 6000000	
	雑	公的年金等	区分	⑥	
		業務	区分	⑧	
		その他	区分	⑨	
	総合譲渡	短期	区分	⑩	
		長期	区分	⑪	
所得金額等	事業	営業等	①		
	事業	農業	②		
	不動産	③			
	利子	④			
	配当	⑤			
	給与	区分	⑥	⑪ 4360000	
	雑	公的年金等	⑦		
		業務	⑧		
		その他	⑨		
	⑦から⑩までの計	⑩			
総合譲渡・一時	⑪				
合計	⑫	4360000			
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	⑦ 842700		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮	⑬ 750000		
	地震保険料控除	⑯			
	寡婦・ひとり親控除	⑰~⑱	0000		
	勤労学生・障害者控除	⑲~⑳	0000		
	配偶者特別控除	㉑~㉒	0000		
	扶養控除	㉓	0000		
	特定親族特別控除	㉔	0000		
	基礎控除	㉕	680000		
⑬から㉕までの計	㉖	1597700			
雑損控除	㉗				
医療費控除	区分	㉘			
寄附金控除	㉙				
合計	㉚	⑫ 1597700			

税金	課税される所得金額 (15-30) 又は第三表上の①に対する税額又は第三表の④	①	000
	配当控除	②	358700
	雑所得等特別控除	③	
	政治等寄附金等特別控除	④~⑤	00
	住宅耐震改修特別控除等	⑥~⑩	00
	差引所得税額 (31-35-36-37-38-39)	⑪	358700
	災害減免額	⑫	
	再産別所得税額 (基準所得税額) (42-43)	⑬	358700
	復興特別所得税額 (44×2.1%)	⑭	7532
	所得税及び復興特別所得税の額 (44+45)	⑮	366232
計算	外国税額控除等	⑯~㉑	
	源泉徴収税額	⑲	⑥ 182400
	申告納税額 (46-47-48-49)	⑳	183800
	予定納税額 (第1期分・第2期分)	㉑	
	第3期分納める税金の税額 (50-51)	㉒	183800
	課税される税金 (52)	㉓	
	修正申告	㉔	
	修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	㉕	
	第3期分の税額の増加額	㉖	00
	その他	公的年金等以外の合計所得金額	㉗
配偶者の合計所得金額		㉘	
専業主婦等(控除)額の合計額		㉙	
青色申告特別控除額		㉚	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額		㉛	
未納付の源泉徴収税額		㉜	
本年分で差し引く繰越損失額		㉝	
平均課税対象金額		㉞	
変動臨時所得金額		㉟	
延届納の出		㊱	00
申告期限までに納付する金額	㊲	00	
延納届出額	㊳	00	
預受付される税金の所	㊴		
郵便局	㊵		
銀行・組合	㊶		
農協・漁協	㊷		
本店・支店	㊸		
出張所	㊹		
本所・支所	㊺		
預金種類	㊻		
普通	㊼		
当座	㊽		
納税準備	㊾		
貯蓄	㊿		
公金受取口座登録の同意	㊿		
公金受取口座の利用	㊿		
整理異動	㊿		
名簿	㊿		

第一表 (令和七年分用)  
 ③② 第三表の④④  
 ④⑤ ④④358,700 × 2.1% = 7,532 (1円未満切捨て)  
 ⑤① ④⑥366,232 - ④⑨182,400 = 183,832 ⇒ 183,800 (100円未満切捨て)  
 ⑤② ⑤①の金額

②① ~ ②④  
 控除対象の扶養家族・特定親族、配偶者特別控除があれば記入

②⑤  
 合計所得金額に応じた「基礎控除の金額」を記入

### 【基礎控除の金額】

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円 2,350万円以下	2,350万円超 2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除の金額 (令和7年分、令和8年分)	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円	48万円	32万円	16万円	0円

※令和7年分以後の基礎控除の金額は、居住者でない場合、58万円が最高額となります。  
 ※令和6年分以前の基礎控除の金額は、国税庁のHPでご確認ください。

# 記入例③ 源泉徴収票から転記

## 令和 07 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書

整理番号

F A 2 3 0 5

住所 ① 東京都中央区新富●丁目▲番地 × × 号  
 屋号 ●●● タロウ  
 フリガナ ② ●●● 太郎  
 氏名

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬⑭ 源泉徴収票のとおり ⑦	842,700 円	
⑧		
⑮ 新生命保険料	240,000 円	
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料	60,000 円	
⑯ 地震保険料		
旧長期損害保険料		

第二表 (令和七年分用)

源泉徴収票の項目と同じ箇所に金額を転記

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料・賞与 ③	●●株式会社 ④	6,000,000 円 ⑤	182,400 円 ⑥
④⑨ 源泉徴収税額の合計額				182,400 円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

本人に関する事項  
 死別  生死不明  離婚  未帰還  
 専業主婦  ひどい親  障害者  特別障害者  
 勤労学生  年調以外かつ専修学校等

○ 雑損控除に関する事項 (27)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

損害金額 円 保険金などで補填される額 円 差引損失額のうち災害関連支出の金額 円

○ 寄附金控除に関する事項 (29)

寄附先の名称等 寄附金 円

特例適用条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~24、35、40)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	特親	住宅	住民税	その他
⑨ ●●● 花子		配偶者	明大 昭平	特 障	特 障	特 障	特 障	特 障	特 障
			明大 昭平-令	特 障	特 障	特 障	特 障	特 障	特 障
			明大 昭平-令	特 障	特 障	特 障	特 障	特 障	特 障
			明大 昭平-令	特 障	特 障	特 障	特 障	特 障	特 障
			明大 昭平-令	特 障	特 障	特 障	特 障	特 障	特 障

源泉徴収票の⑩が有の場合、配偶者(花子)の該当項目を記入  
 源泉徴収票に名前の記載があっても⑩が無の場合には記入しない

○ 事業専従者に関する事項 (58)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明大 昭平		円
			明大 昭平		円

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収 自分で納付	円	円	円	円

退職所得のある配偶者・親族の氏名 個人番号 続柄 生年月日 退職所得を除く所得金額 障害者 その他 寡婦・ひとり親

事業税 非課税所得など 番号 所得金額 損益通算の特例適用前の不動産所得 前年中の開(廃)業 開始・廃止 月日

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 事業用資産の譲渡損失など 他都道府県の事務所等

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所 住所 国外 所得税で控除対象配偶者氏名 給与 円 一連番号

整理番号

税理士署名・電話番号 (  )

申告区分  申告年月日  年  月  日 所得種類

特別適用条文  法  の  の  項  号 申告期限  年  月  日

第一表と二表に提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならぬ書類は添付書類台紙などに貼ってください。



記入例③  
前年の損失がある

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面を参照してください。)

(この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告をする場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、『先物取引に係る雑所得等の説明書』を参照してください。)

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。

事業所得用  
譲渡所得用  
雑所得用

②

(令和 年分)

氏名 ●●● 太郎

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

		①	②	③	合計 (①から③までの計)
取引の内容	種類	外国為替証拠金取引			
	決済年月日	・	・	・	
	数量	枚	枚	枚	
	決済の方法	仕切			
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額	① 1,800,000	あ		1,800,000
	譲渡による収入金額(※)	②			
	その他の収入	③ 200,000	い		200,000
	計(①+③)又は(②+③)	④ 2,000,000		う	2,000,000
必要経費等	手数料等	⑤			
	②に係る取得費	⑥			
	その他の経費	⑦			
		⑧			
		⑨			
	小計(⑦から⑨までの計)	⑩			
計(⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩)	⑪				
所得金額(④-⑪)	⑫ 2,000,000			2,000,000	

申告書第三表(分離課税)欄の①(申告書第四表(損失申告)は「1損失額又は所得金額」欄のFの(A)収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税)欄の⑫(申告書第四表(損失申告)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑫)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税)欄の⑫(申告書第四表(損失申告)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑫)に「0」と書いてください。

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

○ ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。

○ ①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

○ ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、①本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』も併せて作成してください。

# 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

**提出用**

現在の住居又は居所事業所等	① 東京都中央区新富●丁目▲番地 ××号	フリガナ 氏 名	② タロウ 太郎
---------------	----------------------	-------------	----------

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

## 1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	① 円
	2,000,000

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

## 2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

先物取引の差金等決済に係る所得の損失が生じた年分	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額
A ____年 (3年前)	② (前年の付表の⑦の金額) 円 0	③ ①と②のいずれか低い方の金額 (赤字のときは0) 円 0	④ ①-③ 円	2,000,000
B ____年 (2年前)	⑤ (前年の付表の⑩の金額) 円 0	⑥ ④と⑤のいずれか低い方の金額 (赤字のときは0) 円 0	⑦ ⑤-⑥ 円 0	2,000,000
C ____年 (前年)	⑨ (前年の付表の①が赤字の場合に、その赤字の金額を△を付けずに書いてください。) 円 800,000	⑩ ⑧と⑨のいずれか低い方の金額 (赤字のときは0) 円 800,000	⑪ ⑧-⑩ 円 0	⑫ ⑧-⑩ 円 1,200,000

※ 前年分までの所得から引ききれなかった雑損失の金額(注)が、本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から差し引かれる場合には、⑫の金額から当該雑損失の金額を差し引いた後の金額を記載してください。  
(注) 所得税法第71条の2第2項に規定する特定雑損失金額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第1項に規定する特定雑損失金額を含みます。

## 3 申告書への記載事項

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 ( ⑫ の 金 額 ( ※ ) )	⑬ (赤字のときは△を付けないで書いてください。) 円	1,200,000
①が黒字の場合 (0の場合も含まれます。)	先物取引に係る雑所得等の金額 ( 上 の ① の 金 額 )	⑭ 2,000,000
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 ( ① - ⑬ )	⑮ 800,000
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ( ⑦ + ⑪ )	⑯ 0
①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ( ⑦ + ⑪ + ⑬ )	⑰

申告書第三表(分離課税)の「所得金額」欄の⑳ (申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉑)に転記してください。  
申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の㉒ (申告書第四表(損失申告用)は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉓)に転記してください。  
申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の㉔ (申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉕)に転記してください。  
申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の㉖ (申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の㉗)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税)の「所得金額」欄の㉘及び「その他」欄の㉙ (申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの㉚及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉛)に「0」を書いてください。